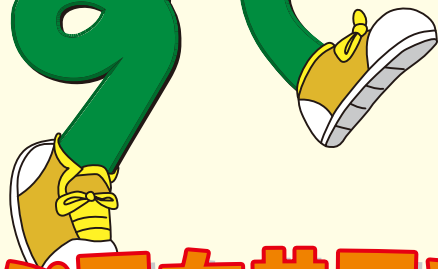


男 女 共同参画

あすてっぴ



2008べっぴ男女共同参画フォーラム

11月8日(土) 13時30分~ニューライフプラザ(大分県立生涯教育センター)

「男にわかるか女の気持ち ・女にわかるか男の気持ち」



講師：水谷 謹人(みずたに もりひと)

みやざき中央新聞編集長／宮崎学園短期大学非常勤講師

昭和34年宮崎県生まれ。 **趣味は育児**

明治学院大学を卒業。平成元年宮崎中央新聞社に入社。
平成4年から同社編集長を務める。

~『男性の立場から語らないと男性は変わらない』と、男女共同参画社会づくり、女性の能力の活用、人権問題などに取り組む~

男女共同参画社会とはどういう社会か、男女双方の立場に立ったわかりやすい内容の講演会です。ぜひ、ご家族、ご友人とご参加ください(入場無料)。当日は、標語コンクール表彰、男女共同参画推進団体のパネル展示ほか、北部子育て支援センター“どれみ”の出前保育(要予約)を開設します。詳細は、別府市自治振興課(0977-21-1125)まで。

「あすてっぴ」の愛称…「あす」は明日と英語で私たちを表す us を意味し、「ステップ」は自分らしく自分の足取りで生きて行こうという意味を込めて名付けました。

発行：別府市自治振興課 〒874-8511 別府市上野口町1番15号 Tel 0977-21-1125 E-mail aup-pf@city.beppu.oita.jp

別府市の男女共同参画の推進について、ご意見ご質問を上記までお寄せください。

男女共同参画に関する意見の申出ができます

◇申出ができる内容は？

市が実施する男女共同参画推進の施策について意見の申出ができます。

たとえば、

- 市の窓口で性別による差別を受けた。
- 市の刊行物で男女の人権を傷つける表現がある。

◇対象とならない申出はどんなもの？

- 男女共同参画と関連がない場合
- 判決・裁決が確定した事項や係争・審理中の事項
- 男女雇用機会均等法により処理すべき事項

◇だれでも申出ができますか？

- 別府市に住所を有する方、通勤・通学している方
- 別府市内で事業活動を行っている方

◇意見についての進め方は？

- 申出のあった意見は、おおよそ1ヶ月以内に申出人に回答します。
- 必要に応じて、別府市男女共同参画審議会を開催し事案について審議します。

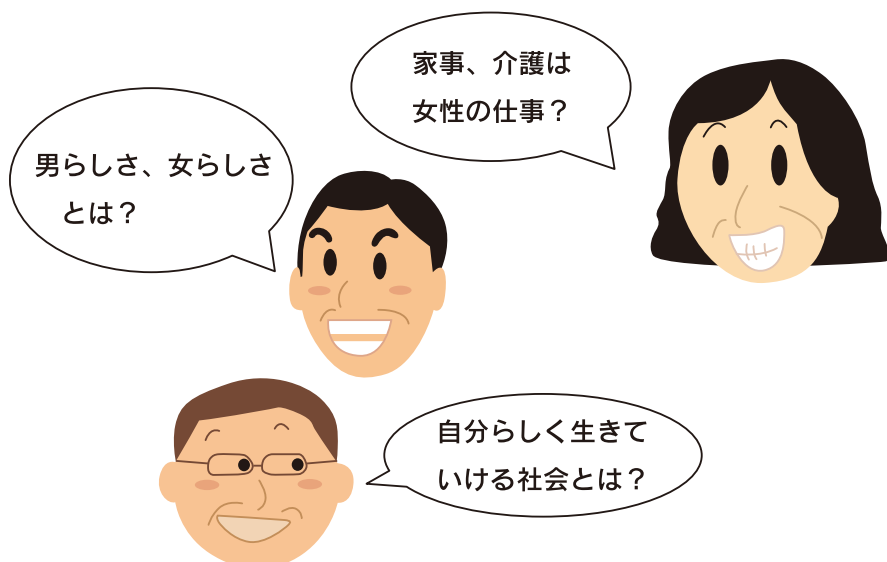
◇申出の方法は？

- 住所、氏名、電話番号、意見等の具体的内容を明記の上、郵送、メール、ファックスで別府市自治振興課男女共同参画推進室へお送りください。



〒874-8511 別府市上野口町1番15号
Tel 0977-21-1125
Fax 0977-21-6399
E-mail aup-pf@city.beppu.oita.jp

申出人の氏名等の個人情報は保護されます。



『男女共同参画』とは？

言葉だけだと、何だかとても難しいような気がしますが、「これでいいのかな？」「何かおかしいのでは？」といろいろな場面で疑問を持つことが大切です。

11月の男女共同参画フォーラムでは水谷編集長に目からウロコの男女共同参画のお話をさせていただく予定です。ご来場をお待ちしています。